

生活環境保全等に関する協定書

平成22年7月17日

佐久市（以下「甲」という。）と長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院（以下「乙」という。）は、乙の再構築計画による（仮称）基幹医療センター（以下「センター」という。）の開設により変化が予想されるセンター周辺住民（以下「周辺住民」という。）の生活環境を保全するため、中央区北町第一区長、中央区北町第二区長及び中央区南町区長を立会人として次のとおり協定を締結する。

（確保努力）

第1条 甲及び乙は、センターの開設に関し、周辺住民の生活環境が良好に確保されるよう努めるものとする。

（変更行為への対応）

第2条 乙は、センター敷地内における建物の新增設工事、その他事業運営に関連して周辺住民の生活に影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、事前に周辺住民に説明し、理解を得るよう努めるものとする。また、関係区長等の求めに応じ協議の機会を設け、その協議結果を尊重するものとする。

（騒音環境への配慮）

第3条 乙は、騒音に関する周辺住民の生活環境を保全するため、ドクターヘリ事業の実施にあたっては住民説明会で確認された次の事項を遵守するものとする。

- (1) ドクターヘリの運航は、北及び東を離着陸の基本経路とすること。
- (2) ドクターヘリの運航は、有視界飛行とすること。

2 乙は、社会情勢の変化等により運航形態の変更を余儀なくされる場合は、事前に地域住民の理解を得なければならない。

（協議等の受け入れ）

第4条 乙は、第2条に定めるもののほか、センターの事業運営に関連し、周辺住民に関する生活環境の保全について関係区長等から協議の機会等を設けるよう申し出があった場合は、受け入れるものとする。

（関係区長等との協力）

第5条 甲及び乙は、関係区長等と協力し、この協定が誠実に履行されるよう努めるものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義を生じたときは、甲乙協議をして定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、甲、乙及び立会人が署名押印をして、各自1通を保有する。

甲

長野県佐久市中込3056

佐久市

佐久市長

柳田清二 

乙

長野県佐久市白田197

長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院

院長

伊澤敏 

立会人

長野県佐久市猿久保7-10

中央区北町第一区

区長

磯部清 

長野県佐久市中込3679-147

中央区北町第二区

区長

小林道一 

長野県佐久市中込3519-52

中央区南町区

区長

山崎真弘 